



竜農委第245号
令和7年(2025年)12月16日

竜王町長 西田秀治様

竜王町農業委員会会長 竹山 勉



竜王町農地等の利用の最適化の推進に関する意見書

平素は、当農業委員会の活動に対し、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年4月の改正農業委員会法の施行により、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規の農業経営者の参入促進を柱とした農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の重要な業務として位置付けられたところであります。新たな制度の下で3期目を迎えた我々農業委員会に求められる役割を真摯に受け止め、関係機関と緊密な連携を図り、優良農地の確保と有効利用の促進に努め、農業者の期待に応えられるよう更に充実した取り組みが必要であると考えております。

本町農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化・担い手不足、農業資材の高騰・農産物の価格低迷による農業収入の減少、耕作放棄地・遊休農地の増加等年々厳しさを増しております。

つきましては、本町の財政が厳しい状況下にあることは重々承知しておりますが、農業振興による地域の活性化を図り、農業が魅力ある産業として、農業者が将来に希望を持って農業経営ができ、豊かな農地をしっかりと次の世代へ引き継ぐために、本町における農地等の利用の最適化の推進に向け、次の事項について御検討を賜りたく農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により意見書を提出いたします。

1 担い手への農地の集積・集約化について

(1) 地域計画

農業経営基盤強化促進法に基づき本町全集落において地域計画が策定され、今後の農業委員会の役割として地域計画の実現に向けた利用権設定の促進、地域計画のブラッシュアップに向けた耕作者等への意向把握、地域での話し合い活動への参画等の取組が求められています。

当該取組を推進するためには、実施主体である町の強力なリーダーシップが重要であり、引き続き専任職員を配置いただき各地域のブラッシュアップに向けた話し合い活動等が円滑に進むよう環境づくりに取り組んでいただくとともに、地域計画の実現に向けた研修会の開催、農業委員会との連携強化等に努めてください。

(2) 認定農業者を含む多様な担い手の確保

地域計画の目標地図に位置づけられた担い手は、個人農家から法人まで多岐にわたりますが、経営規模を問わず高齢化等を要因とした離農による担い手の減少が見込まれており、将来において受け手不在の農地を発生させないためにも認定農業者を目指す農業者や雇用就農者の増加、更には農業支援サービス事業者を含む多様な担い手の確保が急務です。

また、認定農業者については地域農業を支える中心経営体であり、農業委員の過半数は認定農業者である必要性からも、認定が見込まれる者に当該制度のメリット等の周知を行う等確保に努めてください。

加えて、地域農業の受け皿でもある集落営農組織は構成員の高齢化、後継者不足等の課題を抱えその運営に苦慮されています。地域農業を守るためにも、集落営農組織の維持、発展は必須であり、県およびJAとの連携により各集落営農組織の状況把握に努めていただくとともに、それぞれが抱える課題解決に向けた人材確保等の取組を推進してください。

(3) きめ細かな担い手の支援

現在、国の農業用機械導入等に係る支援制度はポイント制を採用することが多く、比較的大規模経営体が優先されるような仕組みとなっています。また、県においても農業用機械導入等に係る独自の支援制度はなく、中小規模経営体は支援制度の活用に一定のハードルがある状況です。

一方、本町の担い手の多くは中小規模経営体であり、地域計画を実現するためには当該経営体の経営基盤強化を図り、一層の経営発展を支援することが必要なため、県に対し独自の支援策を創設いただけるよう働きかけをいただくとともに、町独自の補助金についても拡充または新設する等支援策を講じてください。

2 遊休農地の発生防止・解消について

農地は、農業生産の基盤で食料の安定供給を確保するために必要不可欠な資源であると同時に農業生産が行われることで自然環境の保全、防災機能等多面的な機能が発

揮されていることから、国民の貴重な財産として守られるべきものです。

しかしながら、農業や農村の衰退とともに、農地面積の減少が続き、農業生産が行われない遊休農地が年々増加していることが喫緊の課題となっています。

遊休農地の解消は、竜王町の農業を維持する上でも重要となります。

遊休農地所有者自らが改善・解消することは困難な場合が多いため、除草、耕起、立木等の除去ができる民間組織・企業・ボランティアの募集等遊休農地再生に向けた施策を講じてください。

3 新規参入の促進活動について

地域農業の持続・発展には、新規就農者を含む多様な担い手と将来担い手不足が見込まれる地域とのマッチングが重要です。特に若手・女性就農者に参入いただけるよう受け入れの仕組みづくりに取り組んでください。

また、新規就農者が資金調達する場合の各種融資制度についての情報提供や販路の確保・拡大に努め、新規就農者を地域で支えていく体制づくり、定着しやすい環境整備を進めてください。

加えて、県立の農業高校や農業大学校の卒業後の進路が農畜産物の加工や農業関連企業等への就職が多くなっていることから、将来の担い手育成に向けて、同校の実践教育施設の充実と併せ、就農への意欲を持つ若者の育成につながるよう一層注力されるよう町としても県に対して要望してください。

4 優良農地の確保について

令和6年5月施行の食料・農業・農村基本法改正法の基本理念において、国は食料安全保障の確保、農業の持続的な発展等を掲げ、国内の農業生産の増大を図ることを基本としていますが、その目的を達成するには優良農地の確保と適正・有効利用が必要です。

一方、地域計画の策定により各地域の「守るべき農地」が明確化されたことから、今後、農地の転用を伴う公共事業は地域計画の達成に支障がない区域へ誘導されるよう関係部署で十分調整するとともに、万一、優良農地を利用せざるを得ない場合は、耕作しにくい農地が残らないよう事業計画の調整を図ってください。

5 農業委員会の体制変更について

今般、推進委員等による最適化活動の結果等により、担い手への農地の集積が進み、推進委員を委嘱しないことができる基準を満たしたため、次期改選においては、農業委員14人、推進委員14人の合計28人体制から農業委員に一本化し定数を上限27人とする新体制に移行することとなりました。

については、各集落に対して体制変更についての丁寧な説明をいただき、適切かつ円滑な改選事務を執行いただくとともに、新体制1期目となる農業委員会の運営につい

て、町による強力な支援をお願いします。